

沼津市建設工事の中間前払金に関する取扱い

平成 30 年 11 月 2 日
沼津市財務部総務課

建設業者の新たな資金調達方法の構築を目的に、平成 31 年度から発注する建設工事で中間前払金の制度を適用します。

【中間前払金】

請負代金額の 4/10 以内の額の前払金（以下「当初前払金」といいます。）を支払った後に、一定の条件を満たした場合に **2/10 以内の額を当初前払金に追加して支払う前払金**をいいます。

【中間前払金の対象となる建設工事】

次の条件をすべて満たしていること

条件	根拠規定
請負代金（消費税込）が 300 万円以上であること。	沼津市契約規則第 75 条第 1 項
当初前払金の支払を行っていること。	沼津市建設工事の中間前払金に関する取扱要領第 2 条
低入札価格調査を行っていないこと。	沼津市建設工事の中間前払金に関する取扱要領第 2 条第 1 号
部分払の支払を行っていないこと。	沼津市建設工事の中間前払金に関する取扱要領第 2 条第 2 号

【中間前払金の請求条件】

次の条件をすべて満たしていること

条件	根拠規定
工期の 1/2 を経過していること。	沼津市建設工事の中間前払金に関する取扱要領第 3 条第 1 項第 1 号
工程表により工期の 1/2 を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。	沼津市建設工事の中間前払金に関する取扱要領第 3 条第 1 項第 2 号
既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 1/2 以上の額に相当するものであること。	沼津市建設工事の中間前払金に関する取扱要領第 3 条第 1 項第 3 号

【中間前払金の請求・支払手続き】

手順	受注者（建設業者）	発注者（沼津市）	備考
1	次の書類を工事担当課に提出する。 ・ 中間前払金の認定申請書 ・ 工程表 ・ 工事工程月報		・ 認定申請書（取扱要領第 1 号様式） ・ 工程表（契約規則第 54 条第 1 項）のほか当該工事の工程がわかるもので工事担当課が提出を求めるもの ・ 工事工程月報（契約規則第 54 条第 3 項）
2		工事担当課は、【中間前払金の請求条件】を満たしているか調査する。	認定申請書の提出日から 10 日以内に調査する。 ・ 認定申請書の提出日が工期の 1/2 を経過した日の翌日以降であるか。 ・ 工期の 1/2 の日以前の工程がすべて実施済であるか。 ・ 実施済みの作業に要した経費が請負代金額の 1/2 以上であるか。 ・ 当初前払金が支払済であるか。
3		調査結果が妥当と認められるときは、認定書により受注者に通知する。	・ 認定書（取扱要領第 2 号様式）
4	保証事業会社と中間前払金保証契約を締結する。		
5	次の書類を工事担当課に提出する。 ・ 請求書 ・ 中間前払金保証証書		・ 請求書（沼津市会計規則第 20 条第 2 項）
6		請求日から 14 日以内に中間前払金を支払う。	
7	中間前払金を受領する。		

【請負代金額が増額したとき】

受注者は、「増額後の請負代金額に基づく前払金額」から、「受領済みの前払金額」を「差し引いた額に相当する額の範囲内」で前払金（当初前払金・中間前払金）の支払いを請求することができます。

例 1 請負代金額 500 万円 増額 100 万円 当初前払金未請求

- 変更後の当初前払金
 $600 \text{ 万円} \times 4/10 = 240 \text{ 万円}$ 最大 240 万円請求可能
- 変更後の中間前払金
 $600 \text{ 万円} \times 2/10 = 120 \text{ 万円}$ 最大 120 万円請求可能

例 2 請負代金額 500 万円 増額 100 万円 当初前払金 200 万円受領済 中間前払金未請求

- 変更後の当初前払金
 $600 \text{ 万円} \times 4/10 = 240 \text{ 万円}$
200 万円受領済なので、前払保証契約を変更すれば追加で最大 40 万円請求可能
- 変更後の中間前払金
 $600 \text{ 万円} \times 2/10 = 120 \text{ 万円}$ 最大 120 万円請求可能

例 3 請負代金額 500 万円 増額 100 万円 当初前払金 200 万円受領済 中間前払金 100 万円受領済

- 変更後の当初前払金
 $600 \text{ 万円} \times 4/10 = 240 \text{ 万円}$
200 万円受領済なので、前払保証契約を変更すれば最大 40 万円追加請求可能
- 変更後の中間前払金
 $600 \text{ 万円} \times 2/10 = 120 \text{ 万円}$
100 万円受領済なので、中間前払保証契約を変更すれば最大 20 万円追加請求可能

【請負代金額が減額したとき】

受注者は、「受領済みの前払金額」が、「『減額後の請負代金額に基づく前払金額』に『当該減額後の請負代金額の10分の1に相当する額』を『加えた額』」を超えるとときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければなりません。ただし、超過額が相当の額に達し返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、協議して返還額を定めます。

例1 請負代金額 1,000万円 減額 600万円
当初前払金 400万円受領済 中間前払金未請求（今後請求予定）

- (1) 受領済の前払金額・・・・・・・・・・400万円（1,000万円×4/10）
- (2) 減額後の請負代金額に基づく前払金額・・・・・・・・160万円（400万円×4/10）
- (3) 減額後の請負代金額の1/10に相当する額・・・・40万円（400万円×1/10）

「受領済の前払金額【400万円】」が、「『減額後の請負代金額に基づく前払金額』に『当該減額後の請負代金額の10分の1に相当する額』を『加えた額【200万円】』を超えているため、超過額【200万円】を返還する。

例2 請負代金額 1,000万円 減額 600万円
当初前払金 400万円受領済 中間前払金 200万円受領済

- (1) 受領済の前払金額・・・・・・・・・・600万円
 - ① 当初前払金額 400万円
 - ② 中間前払金額 200万円
- (2) 減額後の請負代金額に基づく前払金額・・・・・・・・240万円
 - ① 当初前払金額 400万円×4/10=160万円
 - ② 中間前払金額 400万円×2/10= 80万円
- (3) 減額後の請負代金額の1/10に相当する額・・・・40万円

「受領済の前払金額【600万円】」が、「『減額後の請負代金額に基づく前払金額』に『当該減額後の請負代金額の10分の1に相当する額』を『加えた額【280万円】』を超えているため、超過額【320万円】を返還する。

例3 請負代金額 1,000万円 減額 100万円
当初前払金 400万円受領済 中間前払金 200万円受領済

- (1) 受領済の前払金額・・・・・・・・・・600万円
 - ① 当初前払金額 400万円
 - ② 中間前払金額 200万円
- (2) 減額後の請負代金額に基づく前払金額・・・・・・・・540万円
 - ① 当初前払金額 900万円×4/10=360万円
 - ② 中間前払金額 900万円×2/10=180万円
- (3) 減額後の請負代金額の1/10に相当する額・・・・90万円

「受領済の前払金額【600万円】」が、「『減額後の請負代金額に基づく前払金額』に『当該減額後の請負代金額の10分の1に相当する額』を『加えた額【630万円】』を超えていないため、返還なし。

【中間前払金の請求書の記載方法】

市指定の請求書を用いて、次のように記載してください。

例	請負代金額 500 万円 当初前払金 200 万円受領済（平成 31 年 7 月 1 日） 中間前払金 100 万円請求				
支払請求内訳書					
品名	数量	単位	単価	金額	摘要
請負代金	1	式		5,000,000	うち消費税 370,370 円
前払金	1	式		2,000,000	平成 31 年 7 月 1 日 支払済
中間前払金	1	式		1,000,000	
※ 検収者欄は市で記載します。					

【工事完成後の請求書の記載方法】

市指定の請求書を用いて、次のように記載してください。

例	請負代金額 500 万円 当初前払金 200 万円受領済（平成 31 年 7 月 1 日） 中間前払金 100 万円受領済（平成 31 年 10 月 1 日） 残金 200 万円請求				
支払請求内訳書					
品名	数量	単位	単価	金額	摘要
請負代金	1	式		5,000,000	うち消費税 370,370 円
前払金	1	式		2,000,000	平成 31 年 7 月 1 日 支払済
中間前払金	1	式		1,000,000	平成 31 年 10 月 1 日 支払済
残金	1	式		2,000,000	今回請求分
※ 検収者欄は市で記載します。					